

ID: 1775

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	認定建築主に対する改善命令		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第33条		
法令番号	平成27年法律第53号		
【根拠条文】 (認定建築主に対する改善命令) 第33条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日